様式第１号（第７条関係）

川内村長

申請者　住　　所

　　　　氏　　名

　　　　電話番号

「来て かわうち」住宅取得等支援事業補助金交付申請書

「来て かわうち」住宅取得等支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 交付申請額 | | 円 | | | | | |
| 内　　訳 | | □基　本　額 円  □移住者加算　　　　　　　　　 円  □年齢等加算　　　　　　　　　 円  □子育て加算　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 円  □就業又は雇用の促進等加算　　　 円  □地域産業活性化等加算　　　　　　　　　　　　 円  □来てふくしま住宅取得支援事業加算　　　　　　　　円 | | | | | |
| 住宅の状況 | 住宅の所在地 | 川内村大字 | | | | | |
| 住宅取得区分 | 新築住宅（建築・購人）　・　中古住宅　・　増改築 | | | | | |
| 延べ床面積 | 居住部分（　　　　）㎡＋その他（　　　　）㎡＝合計（　　　　　）㎡ | | | | | |
| 建築(増改築)  施　工　業　者 | 住　所 |  | | | | |
| 名　称 |  | 電話番号 | |  | |
| 工事請負額  又は購人額 | 円 | | | | | |
| 契約締結日 | 年　　　　月　　　　日 | | | | | |
| 住宅取得日 | 年　　　　月　　　　日 | | | | | |
| 人　居　　日 | 年　　　　月　　　　日 | | | | | |
| 世帯の状況 | 氏　　名 | | 生年月日 | 年齢 | 続柄 | | 備考 |
|  | |  |  |  | |  |
|  | |  |  |  | |  |
|  | |  |  |  | |  |
|  | |  |  |  | |  |
|  | |  |  |  | |  |
| 転人届出日以前の住所 | | |  | | | | |
| 転　人　届　出　日 | | | 年　　　　月　　　　日 | | | | |

裏　面

【添付書類】

　（１）　誓約書兼同意書（様式第2号）

　（２）　同一世帯員等の住民票の写し（転人の場合、前住所地の市区町村のもの）

　（３）　村外に継続して1年以上居住していたことを証明できる戸籍の附票又は住民票除票等の写し

　（４）　同一世帯員等の納税証明書（転人の場合、前住所地の市区町村のもの）

　（５）　案内図、配置図、平面図、立面図その他補助対象住宅の内容が確認できる書類

　（６）　居住部分の延べ面積が確認できる図面（平面図等）

　（７）　売買契約書又は工事請負契約書の写し

　（８）　母子健康手帳の写し（妊娠中であることを理由として子育て世帯に該当する場合で、　　　　　加算を申請する場合に限る。）

　（９）　婚姻後の戸籍諧本の写し等（加算を申請する場合に限る。）

　（10）　就業又は雇用証明書（加算を申請する場合に限る。）

　（11）　起業支援事業補助金又は交付金の交付決定通知書の写し（加算を申請する場合に限る。）

　（12）　前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

様式第２号（第７条関係）

誓　約　書　兼　同　意　書

１、誓約内容

　　　私は、「来て かわうち」住宅取得等支援事業補助金を交付申請するにあたり、次のことを誓約します。

なお、当該補助金の交付決定の取消しがあり、川内村長から補助金の返還を命じられたときは、その内容に従い補助金を返還します。

（１）補助金の交付決定日の属する年度の翌年度から起算して５年間以上継続して補助対象住宅に居住すること。

（２）私の属する世帯員の全員が川内村暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと。

２、同意内容

　　　私は、「来て かわうち」住宅取得等支援事業補助金を交付申請するにあたり、次のことに同意します。

（１）「来て かわうち」住宅取得等支援事業補助金交付要綱に定める規定の確認のため、私の属する世帯の住民基本台帳の情報について、必要に応じ川内村担当職員が確認することに同意します。

　（２）私の属する世帯員の全員について、川内村暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないことの確認のため、川内村が福島県警察本部に対して、名簿による照会を行う場合があることに同意します。

年　　月　　　日

川内村長

申請者　住　所

　　　　氏　名

(本人署名の場合は、印は不要です)

様式第３号（第８条関係）

川内村指令　　第　　号

住所

氏名

「来て かわうち」住宅取得等支援事業補助金交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付で申請のあった「来て かわうち」住宅取得等支援事業補助金について、「来て かわうち」住宅取得等支援事業補助金交付要綱第８条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

年　　月　　　日

川内村長　　　　　　　　　　　　　　㊞

|  |  |
| --- | --- |
| 住宅の所在地 | 川内村大字 |
| 交付決定金額 | 円 |
| 交付の条件 | ①　村長が必要と認める事項についての確認及び検査を求めたときは、これに協力すること。  ②　対象住宅に入居した日から５年以内に、居住の本拠を他の市町村等に移したとき、又は補助金の目的にして使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供したとき、又は偽りや不正の手段により補助金の交付を受けたときは、次に掲げる場合を除き、補助金の全部又は一部を返還すること。  　ア　前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者が死亡した場合  　イ　その他村長が相当と認める場合 |

　（教示）

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、川内村長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月　以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求することができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に川内村を被告として（訴訟において川内村を代表する者は川内村長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第４号（第９条関係）

川内村長

申請者　住　　所

氏　　名

　　　　電話番号

「来て かわうち」住宅取得等支援事業補助金変更（取りさげ）承認申請書

　下記により、川内村移住定住促進のための住宅新増改築等補助事業計画を変更（中止）したいので、「来て かわうち」住宅取得等支援事業補助金交付要綱第９条第１項の規定により承認されたく申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 住宅の所在地 | 川内村大字 |
| 変更（取りさげ）  の　 　理　　 由 |  |

様式第５号（第９条関係）

第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

川内村長

「来て かわうち」住宅取得等支援事業補助金変更（取りさげ）承認通知書

　　　　　年　　月　　日付で承認申請のあった「来て かわうち」住宅取得等支援事業補助金変更（取りさげ）承認申請について、下記のとおり変更（取りさげ）承認することとしたので、「来て かわうち」住宅取得等支援事業補助金交付要綱第９条第２項の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 住宅の所在地 | 川内村大字 |
| 変更（取りさげ）  の　　　理　　　由 |  |

様式第６号（第10条関係）

川内村長

住　　所

氏　　名

「来て かわうち」住宅取得等支援事業補助金実績報告書

　　　　　　年　　月　　日付川内村指令　　　第　　号で交付決定を受けた「来て かわうち」住宅取得等支援事業補助金について、事業が完了したので、「「来て かわうち」住宅取得等支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します

記

|  |  |
| --- | --- |
| 住宅の所在地 | 川内村大字 |
| 取得年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 交付決定金額 | 円 |

【添付書類】

　（1）転居又は移住後の世帯全員分の住民票の写し（全部記載のもの）

　（2）補助対象住宅の登記事項証明書の写し

　（3）耐震診断を受けたことが確認できる書類（昭和56年5月31日以前に建築された中古住宅である場合に限る。）

（4）補助対象住宅の写真

（5）取得に要した費用に係る領収書の写し

（6）前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

様式第７号（第１１条関係）

年　　月　　日

川内村長

住　　所

氏　　名

「来て かわうち」住宅取得等支援事業補助金交付請求書

　　　　　　年　　月　　日付川内村指令　　　第　　号で交付決定のあった「来て かわうち」住宅取得等支援事業補助金について、「来て かわうち」住宅取得等支援事業補助金交付要綱第　　状の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額　　　　　　　　　円

【振込先】

|  |  |
| --- | --- |
| 金　　融　　機　　　関　　名 | 支　　　　　　店　　　　　　名 |
| 銀行　　信金  農協　　信組  郵便局 | 本　店  支　店 |
| 区　　　　分 | 口　　　　　座　　　　　番　　　　　号 |
| 普　　通　・　当　　座 |  |
| 口　座　名　義　人　　　　（　フ　リ　ガ　ナ　） | |
| （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | |

※振込先預金通帳の写しを添付

様式第８号（第１２条関係）

第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

川内村長

「来て かわうち」住宅取得等支援事業補助金取消し通知書

　　　　　　年　　月　　日付川内村指令　　　第　　号で交付決定のあった「来て かわうち」住宅取得等支援事業補助金について、「来て かわうち」住宅取得等支援事業補助金交付要綱第１２条第２項の規定により、下記のとおり取消したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 住宅の所在地 | 川内村大字 |
| 補助金の額 | 円 |
| 取消しの理由 |  |

（教示）

　１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、川内村　　長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求することができなくなります。）。

　２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に川内村を被告として（訴訟において川内村を代表する者は川内村長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第９号（第13条関係）

第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

川内村長

「来て かわうち」住宅取得等支援事業補助金返還請求書

　　　　　　年　　月　　日付川内村指令　　　第　　号で交付決定した「来て かわうち」住宅取得等支援事業補助金について、既に交付した補助金を下記のとおり返還されるよう「来て かわうち」住宅取得等支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 住宅の所在地 | 川内村大字 |
| 返還理由 |  |
| 返還金額額 | 円 |
| 返還期限 | 年　　　月　　　　日まで |
| 返還方法 |  |

（教示）

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、川内村長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求することができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に川内村を被告として（訴訟において川内村を代表する者は川内村長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。